

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正について (改正概要)

1 趣旨

市内事業者の温暖化対策の一層の推進を図るとともに、低炭素電気の普及を促進する制度を創設する等のため、横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正しました（平成 30 年 12 月 25 日公布）。この条例改正に伴う条例施行規則及び各指針の一部改正を実施します。

また、条例改正に伴わない条例施行規則の一部改正についても併せて実施します。

2 改正の概要

(1) 条例改正に伴う条例施行規則の一部改正は次のとおりです。

(表の見方)

条例（現行）	
条例施行規則（現行）	条例施行規則（改正案）

ア 地球温暖化対策計画等の公表方法を「書面の備え置き」から「備え置き又はインターネットの利用その他適切な方法」とします。

(地球温暖化対策計画の作成等)	
第 144 条 （第 1 項及び第 2 項省略）	
3 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画を提出したとき、及び前項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表しなければならない。	
4 市長は、地球温暖化対策事業者から地球温暖化対策計画が提出されたとき、又は第 2 項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告がされたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。	
(第 5 項省略)	
(地球温暖化対策計画の作成等) 第 89 条 （第 1 項から第 5 項まで省略） 6 条例第 144 条第 3 項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して 備え置き、掲示する等 の方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。 (第 7 項及び第 8 項省略)	(地球温暖化対策計画の作成等) 第 89 条 （第 1 項から第 5 項まで省略） 6 条例第 144 条第 3 項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して 備え置く又はインターネットの利用その他適切な方法 により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。 (第 7 項及び第 8 項省略)

<p>9 第6項の規定は、条例第144条第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第6項中「地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して<u>備え置き、掲示する等の</u>」とあるのは、「環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な」と読み替えるものとする。</p>	<p>9 第6項の規定は、条例第144条第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第6項中「地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して<u>備え置く又はインターネットの利用その他適切な</u>」とあるのは、「環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な」と読み替えるものとする。</p>
--	---

イ 地球温暖化対策事業者以外の事業者についても地球温暖化対策事業者と同等の規定とします。

<p>(地球温暖化対策計画の評価及び表彰)</p>	
<p>第144条の2 (第1項省略)</p>	
<p>2 市長は、前項の規定による評価をしたときは、規則で定めるところにより、その評価の内容を地球温暖化対策事業者に通知するものとする。</p>	
<p>(第3項及び第4項省略)</p>	
<p>(地球温暖化対策計画の評価の通知等)</p> <p>第89条の2 条例第144条の2第2項の規定による評価の内容の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。</p> <p>(1) <u>地球温暖化対策事業者</u>の名称</p> <p>(2) <u>地球温暖化対策事業者</u>の所在地</p> <p>(3) 条例第144条の2第1項の規定による評価の結果</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(地球温暖化対策計画の評価の通知等)</p> <p>第89条の2 条例第144条の2第2項の規定による評価の内容の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。</p> <p>(1) <u>事業者</u>の名称</p> <p>(2) <u>事業者</u>の所在地</p> <p>(3) 条例第144条の2第1項の規定による評価の結果</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p>
<p>(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策計画の提出等)</p>	
<p>第144条の4 (第1項及び第2項省略)</p>	
<p>3 第144条第4項及び第144条の2の規定は、第1項の規定により提出された地球温暖化対策計画及び前項の規定によりなされた報告について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(地球温暖化対策事業者以外の者による地球温暖化対策計画の提出等)</p> <p>第89条の4 <u>条例第144条の4第2項</u>の規定による公表については、第89条第9項の規定(地球温暖化対策計画に係る公表に係る部分に限る。)を準用する。</p>	<p>(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策計画の提出等)</p> <p>第89条の4 <u>条例第144条の4第3項</u>の規定による公表については、第89条第9項の規定を準用する。<u>この場合において、第89条第6項中の「地球温暖化対策事業者」を「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。</u></p>

ウ 条例第146条の削除に伴い、削除します。

<p>第2節 削除</p>	
<p>第146条 削除</p>	
<p>第2節 <u>フロン類の排出の抑制</u></p> <p>第90条 <u>条例第146条第1項に規定する規則で定めるフルオロカーボン</u>は、次に掲げるもので冷媒及び断熱材として現に使用され、又は使用されていたものとする。</p> <p>(1) <u>クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち、特定物質の規</u></p>	<p>第2節 <u>削除</u></p> <p>第90条 <u>削除</u></p>

<p><u>制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に規定するも</u></p> <p><u>(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項第 4 号に規定するもの</u></p> <p><u>2 条例第 146 条第 2 項に規定する規則で定める機器は、一般消費者が通常生活の用に供する、エアコンディショナーその他の空気調和機器、電気冷蔵庫及び冷凍機とする。</u></p>	
--	--

エ 条例第 146 条の 5 から条例第 146 条の 8 に基づき、以下を規定します。

(ア) 低炭素電気を定義します。

(イ) 低炭素電気普及促進計画の作成、実施の状況の報告及び公表に関することを規定します。

<p>第 4 節 低炭素電気の普及の促進 (事業者の責務)</p> <p>第 146 条の 5 事業者は、事業活動を行うに当たり、低炭素電気（地球温暖化対策上望ましい効果を有する手段を活用して発電又は調達等された規則で定める電気をいう。以下同じ。）の調達又は供給に努めなければならない。</p>	
	<p><u>(事業者の責務)</u></p> <p>第 90 条の 5 <u>条例第 146 条の 5 に規定する規則で定める低炭素電気は、次に掲げる電気とする。</u></p> <p><u>(1) 二酸化炭素を排出していないことの価値を有する再生可能エネルギーから得られる電気</u></p> <p><u>(2) 未利用エネルギー（温度差エネルギー、工場等で発生する排熱、その他これまで利用されていなかったエネルギーであって市長が認めるもの。）から得られる電気</u></p> <p><u>(3) 国内認証排出削減量等（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量に関する省令（平成 18 年 3 月 29 日経済産業省令・環境省令第 3 号。）第 2 条第 4 項の規定に基づき経済産業大臣及び環境大臣が公表する係数及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号。）第 20 条の 2 の規定に基づき経済産業大臣及び環境大臣が公表する係数の算出及び公表に用いることができる温室効果ガスの削減量をいう。）の証書の使用により、発電に伴い排出される温室効果ガスの量を控除した電気</u></p> <p><u>(4) その他市長が認めるもの</u></p>
<p>(低炭素電気普及促進計画の作成等)</p> <p>第 146 条の 7 市内に電気を供給している小売電気事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者をいう。）（以下「特定電気供給事業者」という。）は、規則で定めるところにより、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの抑制その他低炭素電気の普及の促進に係</p>	

る措置に関する事項を定めた計画（以下「低炭素電気普及促進計画」という。）を、前条の指針を参酌して作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画に基づき、低炭素電気の普及を促進する措置を実施するとともに、規則で定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。
- 3 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を提出したとき、及び前項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するよう努めなければならない。
- 4 市長は、特定電気供給事業者から低炭素電気普及促進計画が提出されたとき、又は第2項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況が報告されたときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するものとする。

(低炭素電気普及促進計画の作成等)

第90条の6 条例第146条の7第1項の規定による特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を毎年度作成するものとする。

2 条例第146条の7第1項の規定による低炭素電気普及促進計画の提出は、前項の作成年度の8月末日までに行うものとする。

3 条例第146条の7第2項の規定による実施の状況の報告は、低炭素電気普及促進計画を提出した翌年度の計画の提出と同時に行うものとする。

4 条例第146条の7第3項の規定による努めるべき公表は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置く又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(1) 低炭素電気の普及の促進のための基本方針、推進体制

(2) 電気の供給に伴い排出される1キロワット時当たりの二酸化炭素の量及び抑制計画

(3) 電気の調達実績

(4) 調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内認証削減量等の使用実績

(5) その他市長が必要と認める事項

5 第4項の規定は、条例第146条の7第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第4項中「特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置く又はインターネットの利用その他適切な」とあるのは、「環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な」と読み替えるものとする。

6 条例第146条の7第4項の規定による低炭素電気供給促進計画の提出及び実施の状況の報告に係る公表は、当該提出又は報告した年度の翌年度の8月末日まで行うものとする。

(ウ) 非該当の届出について規定します。

(非該当の届出) 第 146 条の 8 特定電気供給事業者に該当しなくなった者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	
	(非該当の届出) 第 90 条の 7 <u>条例第 146 条の 8 の規定による届出は、条例第 146 条の 7 第 1 項 に規定する特定電気供給事業者に該当しなくなった場合において、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。</u> <u>(1) 事業者の名称</u> <u>(2) 事業者の所在地</u> <u>(3) 該当しなくなった理由</u> <u>(4) その他市長が必要と認める事項</u>

(2) 条例第 58 条の削除に伴い、「夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針」を廃止し、条例第 51 条の 2 に規定する「夜間営業に係る騒音の防止に関する指針」を規定します。これは、条例の根拠条文の変更に伴うもので、従前の指針（夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針）の技術的な修正を行うほかは、内容の変更はありません。

(別紙 1) を参照してください。

(3) 条例第 143 条に規定する「温室効果ガスの排出の抑制に関する指針」を一部改正し、中小規模事業者の報告等についての規定及び報告事項や評価基準の見直し等を行います。

(別紙 2-1)、(別紙 2-2) を参照してください。

(4) 条例第 146 条の削除に伴い、「フロン類の排出抑制に関する配慮指針」を廃止します。

(別紙 3) を参照してください。

(5) 条例第 146 条の 6 に規定する「低炭素電気の普及の促進に関する指針」を規定します。

(別紙 4) を参照してください。

(6) 条例改正に伴わない条例施行規則の一部改正は次のとおりです。

ア 環境管理事業所の公表方法を「書面の備え置き」から「書面の備え置き又はインターネットの利用その他適切な方法」とします。

(環境管理事業所の公表)

第 20 条 市長は、第 18 条第 1 項の認定をしたときには、当該環境管理事業所に係る次に掲げる事項について

て公表するものとする。当該事項の内容に変更があったときも、同様とする。	
(1) 名称及び所在地 (2) 認定の有効期間 (3) その他規則で定める事項	
(環境管理事業所の公表) 第 29 条 条例第 20 条の規定による公表は、環境管理事業所に係る同条各号に掲げる事項を記載した書面を、環境創造局環境保全部環境管理課に <u>備え置くこと</u> により行うものとする。	(環境管理事業所の公表) 第 29 条 条例第 20 条の規定による公表は、環境管理事業所に係る同条各号に掲げる事項を記載した書面を、環境創造局環境保全部環境管理課に <u>備え置く又はインターネットの利用その他適切な方法</u> により行うものとする。

イ 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律で規定する「仮設の建築物」は、一時的または緊急的目

的で建築され、利用期間も短いため、特定建築物の要件から除外します。

(建築物環境配慮計画の作成等)	
第 141 条の 4 規則で定める要件に該当する建築物（以下「特定建築物」という。）の建築をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより次の各号に掲げる事項を記載した特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画（以下「建築物環境配慮計画」という。）を作成し、市長に届け出なければならない。 (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定建築物の名称及び所在地 (3) 特定建築物の概要 (4) 特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項 (第 2 項省略)	
(特定建築物の要件) 第 88 条の 2 条例第 141 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める要件は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上であるものとする。	(特定建築物の要件) 第 88 条の 2 条例第 141 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める要件は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上であるものの <u>(建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 18 条第 3 号に規定する建築物を除く。)</u> とする。

ウ 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律で規定する「仮設の建築物」は、一時的または緊急的目

的で建築され、利用期間も短いため、規則で定める建築物の要件から除外します。

(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)	
第 146 条の 2 規則で定める建築物の建築をしようとする者は、再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱その他規則で定めるエネルギーをいう。以下同じ。）の導入を検討し、規則で定めるところにより、その検討の結果を市長に報告しなければならない。	
(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告) 第 90 条の 2 条例第 146 条の 2 に規定する規則で定める建築物は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上である建築物とする。	(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告) 第 90 条の 2 条例第 146 条の 2 に規定する規則で定める建築物は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上である建築物 <u>(建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 18 条第 3 号に規定する建築物を除く。)</u> とする。

3 施行予定日

平成31年4月1日

4 添付資料

- (1) (別紙1) 夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針(廃止)、夜間営業に係る騒音の防止に関する指針(案)
- (2) (別紙2-1) 温室効果ガスの排出の抑制に関する指針【本文】(新旧対照)
- (3) (別紙2-2) 温室効果ガスの排出の抑制に関する指針【別表別紙】(新旧対照)
- (4) (別紙3) フロン類の排出抑制に関する配慮指針(廃止)
- (5) (別紙4) 低炭素電気の普及の促進に関する指針(案)